

議案第69号

里庄町税条例等の一部改正について

里庄町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成27年12月 7日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町税条例等の一部を改正する条例

(里庄町税条例の一部を改正する条例)

第1条 里庄町税条例(昭和36年里庄町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第1項第2号及び第36条の3の3第1項第2号中「扶養親族の氏名」の次に「及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)」を加える。

(里庄町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 里庄町税条例等の一部を改正する条例(平成27年里庄町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)) (法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあつては、事業所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。」を削る。

第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)」を加える。

第63条の2第1項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)」を加える。

第89条第2項第2号の改正規定中「個人番号をいう。」の次に「以下この号及び」を、「)又は法人番号」の次に「(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

附則第1条第2号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。